

林業省分署

行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定に基き、林業省職員定数規程を次のように定める。

林業省職員定数規程

1. 林業省に置かれる職員の内各内部部局、各附屬機関及び各地方支分部局制の定数は、林業省各官署長官、林業省長官、林業次官及びその他の職員を以て左に掲げる通りとする。

本省

内部部局	区分	定数	備考
大臣官房		八六八人	うち七八八人は、林業協同組合部の定数とする。
林政司		三六三人	
林地局		六八一一人	
林業改良局		七二六人	うち各部の定数は、左の通りとする。
林業試験場		一五二〇人	うち各部の定数は、左の通りとする。
林業試験場	管理官	三三八人	林業試験場のうち七人は、国立国会図書館文部省図書司の職員とする。
林業試験場	主任	一四二人	
林業試験場	技師	一一六人	

食糧庁

己

内務部

合	地方支分部局	附屬機関	分				定	数	考
			総務部	食糧部	食糧管理講習所	食糧研究所			
計	計	計	計	計	計	計	計	計	
二九一五三人	二八三六四人	二八三六四人	一一二人	三人	一〇九人	三九八人	二〇一人	七八人	
		各食糧支務所を道じての定数とする							

内務部

合	地方支分部局	附屬機関	分				定	数	考
			総務部	警務部	消防部	警備部			
計	計	計	計	計	計	計	計	計	
二五二七二人	二八九五一一人	七三四人	五八七人	二〇一人	一三七人	二四九人	七三四人	七三四人	
	各本局支務所を道じての定数とする。								

水産庁

内閣府	官	主	考
水産部	計	二二三人	
水産部	計	二五〇人	
水産部	計	一一八人	
水産部	計	六一一人	
附屬機関			
水産研究所	計	四四四人	各水産研究所を併じての定数とする。
日光養魚場	計	九人	
第二水産講習所	計	一四四人	
東京水産大学	計	三二二人	第一水産講習所の定数は、東京水産大学の定数に含まれるものとする。
水産駐在所	計	九一九人	各水産駐在所を併じての定数とする。
水産駐在所	計	三七七人	
水産駐在所	計	三七七人	
合計		一三八七人	

又 諸君で務める議員の外、別で専任官として定める日から、各駐在所の員を
 て従事させるため八十三人以上以内、各試験場の員を従事させるため
 五十八人以上以内、食糧場の員を従事させるため五十九人以上以内、水産
 駐在所に従事させるため五十九人以上以内及び水産研究所の員を従事させる
 ため二百六人以上以内の員を置くことができる。

各水産研究所、肥料検査所、漁出品検査所、生糸検査所、茶原
 検査所、動物物検査所、陸付工業所、特馬事務所、馬鈴薯原産地検査
 所、漁業改良所、各地事務所、資料調査所、作物報告事務所、食糧事務所、
 官林局、営林署、不炭事務所、水産研究所及び水産駐在所の定数は、第
 一項に規定する当該駐在所又は地方支分部局の定数の範囲内において、
 水産大臣又は各外局の長が別に定める。

この命令は、公布の日から施行し、昭和二十五年六月一日から適用す

よ 農林省で定めらるる議員等の定員に於ては、昭和二十三年農林省令第一
二十号)は、廃止す。
よ 各商標局等、各地方農林支分事務所等において、この省令で定
めらるる定数を超えらるる定数の場合は、昭和二十三年九月三十日までの間、こ
の定数の外に置くことができる。

原本不明瞭